

小型空調パッケージプラン定義書

2022年3月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 使用量の算定	2
5. 料金	2
6. 名義の変更	3
7. 契約の解約	3
8. 精算	3
9. 設置確認	4
10. その他	4
付 則	4
1. 実施の期日	4
2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約	4
(別 表)	5
1. 早収料金の算定方法	5
2. 料金表	6

小型空調パッケージプラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

- (1) 小型空調機器とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kw (30US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 小型空調機器以外のガス燃焼機器を使用していること。
- (3) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が40立方メートル毎時以下であること。
- (4) この定義書にもとづく契約を3.(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社へ申し込んでいただきます。

(3) 新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

(4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約へ変更されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの定義書にもとづく契約の解約の日、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更、建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこのかぎりではありません。（（5）において同じ。）

(5) 当社は、この定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に他のガス料金プラン定義書（一般料金プラン定義書に定める料金を除きます）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

4. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

5. 料 金

① 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

② 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

6. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの選択契約にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

7. 契約の解約

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものいたします。ただし3(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。(2)において同じ。)

(2) お客さまに契約違反があった場合(2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものいたします。

(3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に最終保障供給約款、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合(3(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

8. 精 算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、2に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般料金プラン定義書に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

9. 設置確認

(1) 当社は、2に定める適用条件が満たされる小型空調機器等が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾させていただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、解約日以降一般料金プラン定義書を適用いたします。

(2) 小型空調機器を取り外す等、2の適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨当社へ連絡させていただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この定義書にもとづく契約を解除したものとみなし、7の規定により、この定義書にもとづく契約を解約いたします。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書は、2022年3月1日から実施いたします

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期の使用量が0立方メートルから80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期の使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C その他期の使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期の使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期の使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月につき	880円
--------	------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	103.08円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月につき	1,760円
--------	--------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.08円
------------	--------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月につき	3, 9 6 0 円
---------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	8 1 . 0 8 円
-------------	-------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月につき	8 8 0 円
---------	---------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 2 . 7 2 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月につき	1, 7 6 0 円
---------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 1 . 7 2 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月につき	3,960円
--------	--------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	100.72円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。